本号で公布された法令のあらまし

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第二五九号）（文部科学省）

1　文部科学省組織令の一部改正

㈠　初等中等教育局の所掌事務を再編し、同局に新たに修学支援・教材課を置くこととした。（第五条、第三二条～第三九条及び第四二条関係）

㈡　科学技術・学術政策局の所掌事務を再編し、同局に新たに研究開発戦略課及び研究環境課を置くとともに、産業連携・地域支援課の名称を産業連携・地域振興課に変更することとした。（第七条、第五四条～第五六条、第五八条及び第五九条関係）

㈢　研究振興局の所掌事務を再編し、同局に新たに基礎・基盤研究課、大学研究基盤整備課及び学術研究推進課を置くこととした。（第八条及び第六〇～第六四条関係）

2　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第二六〇号）（国土交通省）

踏切道改良促進法等の一部を改正する法律（令和三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和三年九月二五日とすることとした。

◇踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二六一号）（国土交通省）

一　道路法施行令の一部改正関係

1　道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として洪水又は高潮からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設を追加することとした。（第七条第三号関係）

2　道路の占用の許可に係る工作物、物件又は施設として防災拠点自動車駐車場に設ける備蓄倉庫、非常用電気等供給施設その他これらに類する施設で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため必要であると認められるものを追加することとした。（第七条第一四号関係）

3　災害応急対策に資する工作物又は施設は、次に掲げるものとすることとした。（第一六条の三関係）

㈠　広告塔、通信設備、街灯その他これらに類する工作物又は看板であつて、災害時において住民その他の者（以下「住民等」という。）に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

㈡　ベンチ、貯水槽、太陽光発電設備等で災害時において住民等に対する物資又は電力の供給の用に供することができるもの

㈢　2に掲げる施設

4　指定区間内の国道に係る沿道区域の指定の基準として、指定区間内の国道に係る沿道区域の指定は、道路の沿道における地形、地質その他の状況を勘案して、落石、土砂の崩壊、竹木の倒伏、工作物の倒壊その他の道路の沿道の土地、竹木又は工作物が道路の構造に損害を及ぼし、又は交通に危険を及ぼす事象が発生するおそれがある土地の区域について行うこと等を定めることとした。（第三五条の三関係）

5　道路外災害応急対策施設は、次に掲げるものとすることとした。（第三五条の七関係）

㈠　広告塔、看板、街灯その他これらに類する工作物であつて、災害時において住民等に対する災害情報の伝達の用に供することができるもの

㈡　ベンチその他これに類する工作物であつて、物資の保管その他災害応急対策の実施に資する機能を併せ有するもの

㈢　食事施設、購買施設その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等の支援に係る物資（㈣において「支援物資」という。）の供給の用に供することができるもの

㈣　事務所、店舗、広場、公園その他これらに類する施設であつて、災害時において住民等若しくは災害応急対策に従事する者の利用又は支援物資の保管の用に供することができるもの

6　国土交通大臣の権限のうち、防災拠点自動車駐車場の指定等に係る権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任しないこととした。（第四一条関係）

7　2に掲げる施設についての指定区間内の一般国道に係る占用料の額を定めることとした。（別表関係）

二　道路整備特別措置法施行令の一部改正関係

1　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（2において「機構」という。）等が道路占用の許可等に係る道路管理者の権限を代行する場合において、当該許可等につき道路管理者の承認等が必要な占用として、一の2に掲げる施設を追加することとした。（第一条関係）

2　機構等が行う道路の管理についての道路法の規定の適用について、技術的読替えを定めることとした。（第一五条及び第一六条関係）

三　高速自動車国道法施行令の一部改正関係

高速自動車国道法第二五条第一項の規定により道路法の規定を適用する場合の技術的読替えを定めることとした。（第一二条関係）

四　施行期日

この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和三年九月二五日）から施行することとした。

◇建築基準法第四条第一項の人口二十五万以上の市を指定する政令の一部を改正する政令（政令第二六二号）（国土交通省）

1　建築基準法第四条第一項の規定により建築主事を置くべき人口二五万以上の市として、府中市を追加することとした。

2　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。

◇関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令（政令第二六三号）（財務省）

1　関税割当制度が適用されている物品一九品目のうち、半年ごとに関税割当ての数量を定めている品目（麦芽）について、令和三年度下期における数量を二二万五、五〇〇トンと定めることとした。（別表関係）

2　この政令は、令和三年一〇月一日から施行することとした。